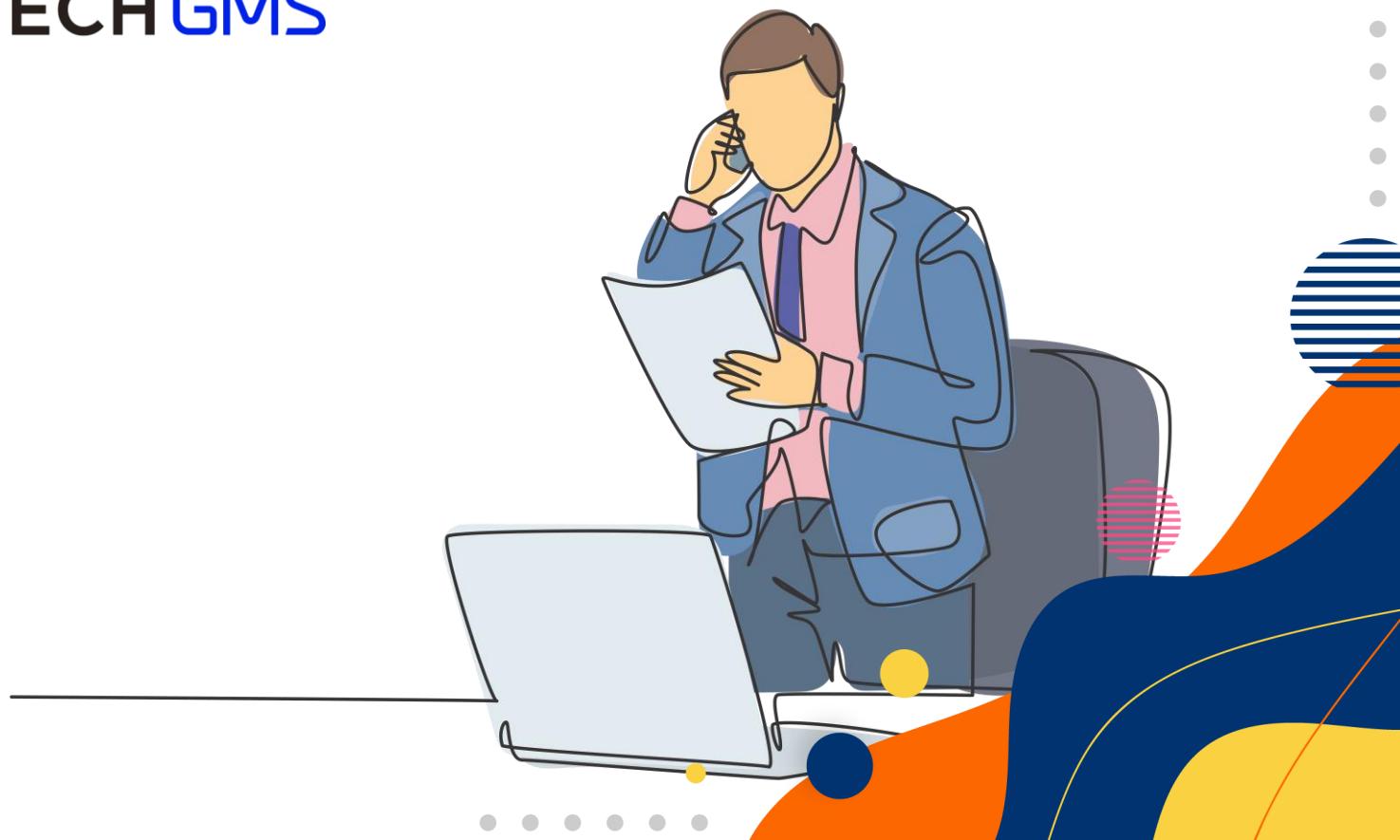


GMSライフサポート・リーガルサポート

# トラブル対応事例集 #01



# はじめに

---

技能実習生や特定技能など、外国人労働者が日本で働く際には  
様々なハードルがあります。

「言語」「生活環境」「生活習慣」「社会や法律のルール」といった  
変化が起きることで、予期しないトラブルが発生することがあります。

GMS海外人材マネジメントサービスでは、生活面の支援を行う「ライフサポート」、  
法制度面での支援を行う「リーガルサポート」などを通じて、  
外国人労働者の就業をスムーズに行うためのサポートを行っています。  
こうしたサポートの中で発生し、対処したトラブルを事例集としてまとめました。  
ぜひ貴社の海外人材活用の参考としてお役立てください。

# トラブル対応事例集 #01

---

- ①技能実習生が機械に指を挟まれてケガをしてしまった
- ②日本の暑さに慣れず熱中症で体調を崩してしまった
- ③特定技能外国人が自転車で歩行者を怪我させてしまった
- ④技能実習生が健診で心臓病の手術が必要と分かった
- ⑤実習生が家族の病気で一時帰国したいと希望したときの対応
- ⑥特定技能外国人が銀行口座を転売していた
- ⑦荷物の受け取りを手伝っていたがそれが犯罪に関わっていた

# ①技能実習生が機械に指を挟まれてケガをしてしまった

## トラブルの内容

食品製造会社で勤務中の技能実習生が作業中に機械に指を挟まれて怪我をしてしまった。

## GMSのサポート対応

病院への搬送は勤務先企業の社員様が対応された。

キャムテックのサポートチームは第一報を受けて病院へ駆けつけ。

手術と数日の入院が必要となったため、荷物の受け渡しや退院時の付き添いを実施。

また、退院後もメンタル面での影響や日常生活の支障が無いように

母国語が話せるサポート担当が状況確認・通話サポートを継続。

労災手続き及び監理団体経由の家族への連絡等についてアドバイスを行った。



## トラブル解決のポイント

業務上災害に当たる今回のケースでは、本人のケガの検査と治療行為が最優先となります。

その上で、労災手続きをもれなく行う、メンタル面でのケアや実習継続について確認、

実習生の家族への連絡などを行う必要があります。

特に労災の手続きは速やかに行う必要があります。報告が遅れた場合には労働基準監督署から指導や訴追などを受ける可能性があるので注意しましょう。

## ②日本の暑さに慣れず熱中症で体調を崩してしまった

### トラブルの内容

真夏の業務中に技能実習生が熱中症で倒れ救急車で搬送された。



### GMSのサポート対応

病院への同行および自宅への送迎対応を実施。

技能実習生は日本の暑さや湿度に慣れておらず、作業中の服装や水分補給について指導を行った。また、自宅での生活でもエアコンをつけて過ごしていたり、食品の保存に冷蔵庫を使わないなど生活環境面でも習慣に慣れていない面があり併せて指導を行った。

週2～3回体調面のフォローを行い、処方された薬の服用なども確認。

体調の様子を見ながら時短勤務などで仕事への復帰を調整。

### トラブル解決のポイント

東南アジア出身の技能実習生は暑さに慣れていると思われがちですが、日本の高い湿度を伴う真夏の暑さは暑さのタイプが異なるため、暑さに対応するための生活・業務面での配慮が必要となります。

日常生活について細かなフォローが必要なほか、業務の環境についても暑さ対策を行いましょう。

### ③特定技能外国人が自転車で歩行者を怪我させてしまった

#### トラブルの内容

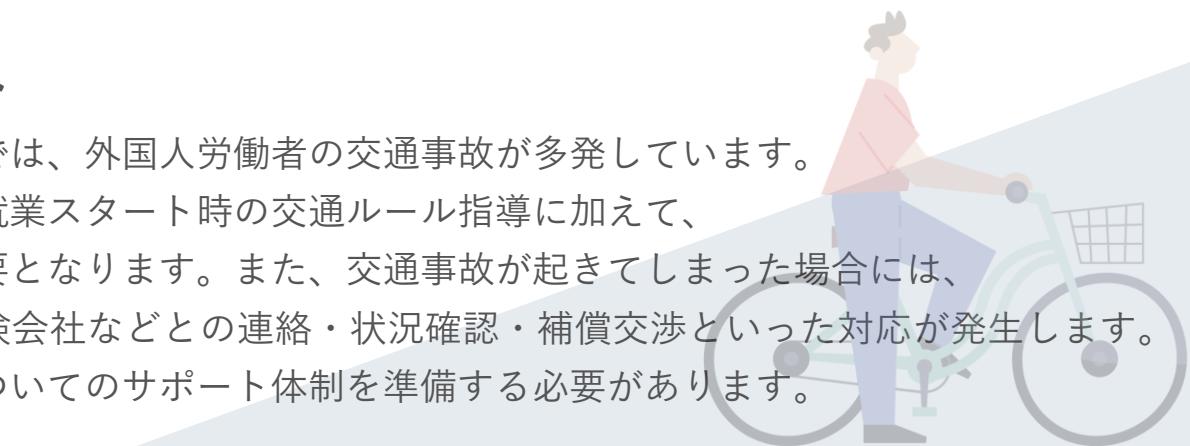
特定技能外国人が休日に自転車で走行中、歩行者に衝突してしまい大けがを負わせてしまった。本人も負傷し手術が必要な状況。

#### GMSのサポート対応

企業担当者様と共に警察対応、被害者の負傷の状況確認・謝罪同行、外国人本人の治療対応などを行う。被害者は頭部の骨折などを伴う大けがで入院・検査などが必要な状況。また、本人も骨折があり手術を受けた。加入していた自転車保険を通して保険会社との交渉、事故状況の聞き取り、被害者への謝罪、病院への通院支援などを実施。同事業所で勤務する外国人にも、交通ルールの順守や安全について指導を行った。

#### トラブル解決のポイント

交通ルールや習慣の違う日本では、外国人労働者の交通事故が多発しています。トラブルを未然に防ぐために就業スタート時の交通ルール指導に加えて、日常的な交通安全の指導が必要となります。また、交通事故が起きた場合には、被害者（加害者）、警察、保険会社などとの連絡・状況確認・補償交渉といった対応が発生します。法律やコミュニケーションについてのサポート体制を準備する必要があります。



## ④技能実習生が健診で心臓病の手術が必要と分かった

### トラブルの内容

健康診断で心臓に異常があり再検査。心臓病とわかり手術が必要。  
検査入院と約1カ月の手術入院を経て復帰。



### GMSのサポート対応

病院通院支援と入院関連の手続きを企業様・監理団体と共に実施支援。  
高額の医療費に対応するための限度額認定申請や、実習生保険などの申請手続きを支援したほか、  
入院に伴う休養で実習時間が変更となったため技能実習の軽微変更届などの提出も支援した。  
復帰時の業務変更などについても調整。

### トラブル解決のポイント

外国人労働者が疾病にかかるることは珍しいことではありません。こうしたケースでは、  
本人の健康のためにすべき措置が最優先となります。医療費が高額となる場合には  
限度額認定の申請や実習生保険などの申請といった金銭面でのサポートも必要となります。  
勤務状況が変わった場合には技能実習機構への技能実習計画変更認定申請や  
技能実習計画軽微変更届出なども必要となるため、健康面でのトラブルが発生した場合の対応は  
事前に確認しておきましょう。

## ⑤実習生が家族の病気で 一時帰国したいと希望したときの対応

### トラブルの内容

技能実習生の母が病気で手術が必要となり、心配なので一時帰国したいと希望があった。

### GMSのサポート対応

企業様・監理団体とともに本人と面談を行い状況を確認。送り出し機関経由で母親の状況を確認してもらった。ガンで手術が必要なことがわかり、一時帰国を認める形で日程を調整した。出国までのフォローと帰国後の状況を送り出し機関と連携して確認。帰国後は再入国し無事に職務復帰。

### トラブル解決のポイント

技能実習生が本人都合で一時帰国を希望するケースは稀にあります。仮に面接時に「何があっても個人的な理由で帰国はしない」と言っている場合でも、一時帰国を希望することがあります。こうした場合は、相当な理由がある場合に限り一時帰国を認める方がいいでしょう。送り出し機関等と連携をとって、理由の確認をとる必要があります。

こうした本人都合での一時帰国（技能実習法が定める一時帰国ではない）の場合は、企業や監理団体が渡航費用を負担する必要はありませんが、金銭面でのトラブルが無いように本人との協議で決めましょう。在留期限内の一時帰国では「みなし再入国許可」の適用を受ける必要があります。手続きミスがあると再入国できなくなることがあるので注意が必要です。

## ⑥特定技能外国人が銀行口座を転売していた

### トラブルの内容

特定技能外国人が以前技能実習生をしていた時期に銀行口座を転売しており、その口座が犯罪に使われていたことが判明した。



### GMSのサポート対応

勤務先の企業様に警察から連絡があり事情が判明。企業様の対応をサポート。

特定技能外国人は拘留され、家宅捜索も行われ立ち合い協力を行った。

本人は犯罪に当たるとは認識していなかったが、お金が稼げるため銀行口座の転売をしていた。

結局起訴されたことで在留資格が取り消され帰国となった。

### トラブル解決のポイント

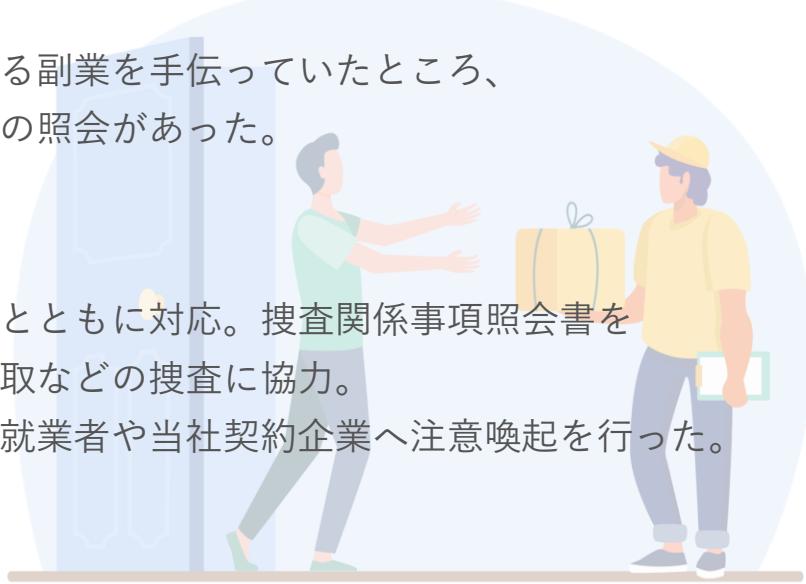
外国人労働者が犯罪に巻き込まれるケースが多発しています。多くの場合は本人に悪意があって発生するものではなく、不注意や法律などへの理解不足によるものです。今回のケースも、銀行口座の転売が犯罪に当たる、その口座が振り込め詐欺などの犯罪に使われた場合は

「犯罪収益移転防止法違反」に問われるもので、口座の売買が犯罪になると認識していなかったことが原因でした。こうした銀行口座の転売はSNSのコミュニティで話を持ち掛けられることも多く、勤務者への注意喚起や、雇い入れ時点での確認などが必要となります。

## ⑦荷物の受け取りを手伝っていたが それが犯罪に関わっていた

### トラブルの内容

友人の外国人に依頼され、送られてきた荷物を転送する副業を手伝っていたところ、それが犯罪に関わっていると判明。警察から事情聴取の照会があった。



### GMSのサポート対応

警察からの問い合わせを受けて企業様・登録支援機関とともに対応。検査関係事項照会書を受け取り情報を確認。個人情報について回答。事情聴取などの検査に協力。

類似の事件が多いのか警察に情報を伺い、そのほかの就業者や当社契約企業へ注意喚起を行った。

### トラブル解決のポイント

外国人労働者が犯罪に巻き込まれる事件のなかで特に多いのが、荷物の受け渡し代行や出入国時の荷物運びで違法なものを預かってしまうケースです。中身が違法薬物や輸出入が禁止されている物品の場合もあり、実際に麻薬取締法などで有罪となるケースも出ています。

こうした事件はほとんどの場合、知人や寮の隣人、SNSのコミュニティなどから「ちょっとした小遣い稼ぎ」として誘われることが多く、巻き込まれた本人には犯罪に関わっている意識はありません。しかし、軽い気持ちで手を出したことで逮捕・拘留されることもあるので、犯罪となる行為についての注意喚起や、雇い入れ時の確認などが必要となります。

# 最後に

---

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

## □資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/download>

## □セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

<https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar>

## □海外人材Q & A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

<https://gms.ca-m.co.jp/qa>

細やかな気遣い・サポートを提供し、  
日本での生活をもっと快適に。



<https://gms.ca-m.co.jp/>

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や  
「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や  
不安などにお応えいたします。

0120-530-451（受付／平日10:00～18:00）

また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。

担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

# お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)



**CAMTECH** GMS